

長岡市市民活動をささえる補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、市民団体等が感染拡大防止のための対策を講じながら実施する活動を支援することを目的として、予算の範囲内において長岡市市民活動をささえる補助金（以下第4条第2項を除き「補助金」という。）を交付することについて、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号の全てに該当する市民活動団体とする。

- (1) 成人である責任者を有していること。
- (2) 代表者を含む2人以上の構成員で構成されていること。
- (3) 代表及び構成員の過半数が市内に住所を有していること。
- (4) 団体として独立した会計処理を行っていること。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体が主催する事業で、国及び県が定めるガイドラインに則って新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 事業の効果が特定の個人のみにも帰属する事業
- (2) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (4) 市内に住所を有しない者が事業の参加者の過半数である事業
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、補助することが適当ではないと認められる事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる物品の購入又はレンタルに要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体及び公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けて購入又はレンタルをする物品については、対象経費とすることができない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、対象経費の額に100分の50を乗じて得た額とし、1対象団体につき1年度当たり5万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、長岡市市民活動をささえる補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施する年度の12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象団体の概要が確認できる書類
- (2) 対象団体の構成員名簿
(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、交付決定を行い、長岡市市民活動をささえる補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるときのほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第9条 対象団体は、事業の完了から30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を添えて長岡市市民活動をささえる補助金実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業の実施状況がわかる書類
- (2) 対象事業の経費の支払いに関する書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を長岡市市民活動をささえる補助金確定通知書（別記第4号様式）により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた対象団体は、長岡市市民活動をささえる補助金請求書（別記第5号様式）により、補助金の支払いを請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた対象団体は、補助金の全部又は一部について、概算払による交付を請求することができる。
- 3 概算払による補助金の交付を受けた対象団体は、当該補助金について第10条に規定する補助金の額の確定後に精算をするものとする。

(情報の開示)

第12条 市長は、補助金を交付した団体の名称、対象事業の内容等を公表するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた対象団体は、補助金の交付を受けた事業に関する事項について、一般に対して広く情報の開示に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の別記第1号様式により行われた申請は、改正後の別記第1号様式により行われた申請とみなす。

別表（第4条関係）

用途	品名
衛生	アルコール消毒液
	アルコール消毒液ディスペンサー
	消毒液設置用スタンド
	非接触型体温計
	除菌シート・キッチンペーパー
	アクリルパネル
	フェイスシールド
換気補助	空気清浄機
	CO2 測定器
	送風機
距離確保	テント
	テーブル
	イス
	Wi-Fi ルーター
	拡声器
	ブルーシート
	カラーコーン
	カラーコーンバー

備考 Wi-Fi ルーターをレンタルする場合は、使用期間の通信料も補助対象とする。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

長岡市長 様

団体の所在地 (又は代表者の住所)	〒	
団 体 名	(職名)	(氏名)
代 表 者	(氏名)	(電話番号)
担 当 者 (代表者と同じ場合は氏名記入不要)	※平日の日中連絡可能な電話番号	

長岡市市民活動をささえる補助金交付申請書

長岡市市民活動をささえる補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業の内容

概要			
申請額	円	参加見込数	延べ 人
これまでの申請実績	※いずれかに✓を記入。令和4年度内に累計5万円を上限として複数回の申請が可能です。 <input type="checkbox"/> 初めての申請 <input type="checkbox"/> 申請実績あり（過去__回の申請__円の交付決定）		
交付申請に関する確認事項	※申請にあたっては、すべての項目に✓が記入されていることが必要です。 <input type="checkbox"/> 代表者は成人（満18歳以上）である。 <input type="checkbox"/> 代表及び構成員の過半数が長岡市民である。 <input type="checkbox"/> 独立した会計処理を行っている。 <input type="checkbox"/> 申請者が主催し、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日までに完了する非営利の事業である。 <input type="checkbox"/> 事業参加者の過半数が長岡市民となる見込みである。 <input type="checkbox"/> 国及び県の感染拡大防止ガイドラインに則って実施される事業である。 <input type="checkbox"/> 申請物品は、他の補助金や委託等を受けて購入・レンタルするものではない。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付決定を受けてから購入またはレンタルを行う。 <input type="checkbox"/> 補助金で購入した物品は、事業の目的以外には使用しない。 ※ 新型コロナウイルス感染症対策以外の使用または単純な備品購入が目的であると判明した場合は、交付した補助金を返還していただきます。 <input type="checkbox"/> 事業実績（写真等）の長岡市ホームページ等への公開を了承する。		

2 経費の内訳

用途	品名	単価	数量	事業費
衛生	アルコール消毒液	円		円
	アルコール消毒液ディスペンサー	円		円
	消毒液設置用スタンド	円		円
	非接触型体温計	円		円
	除菌シート・キッチンペーパー	円		円
	アクリルパネル	円		円
	フェイスシールド	円		円
換気補助	空気清浄機	円		円
	CO2 測定器	円		円
	送風機	円		円
距離確保	テント	円		円
	テーブル	円		円
	イス	円		円
	Wi-Fi ルーター	円		円
	拡声器	円		円
	ブルーシート	円		円
	カラーコーン	円		円
	カラーコーンバー	円		円
合計事業費				円
申請額 (合計事業費 1/2 の千円未満を切り捨て、上限 50,000 円)				円

※ 購入ではなく、レンタルする場合は品名の右横に（レンタル）と記入すること。

※ Wi-Fi ルーター（モバイルルーター）をレンタルする場合は、使用期間の通信料も補助対象。

3 添付書類

- (1) 団体の活動実績が確認できるもの（写真又は決算書、議事録、会報、新聞記事のいずれかひとつ）
- (2) 団体の構成員名簿（氏名及び住所の記載があるもの。法人格を持つ団体及び町内会は不要。）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長

長岡市市民活動をささえる補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、長岡市市民活動をささえる補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 交付申請の内容について、市が調査又は報告を求めた場合には、これに応じなければなりません。
 - (2) 事業完了後30日以内に、事業実績を第3号様式により報告してください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

長岡市長 様

団体の所在地
(又は代表者の住所)

団 体 名

代表者氏名 (職名) (氏名)

長岡市市民活動をささえる補助金実績報告書

年 月 日付け長協働第 号で交付決定を受けた標記補助金について、長岡市市民活動をささえる補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の通り報告します。

1 事業の実績

事業成果			
実績額	円	参加者数	延べ 人
実績報告に関する確認事項	※報告にあたっては、すべての項目に✓が記入されていることが必要です。 <input type="checkbox"/> 実績額は交付決定額の範囲内である。 <input type="checkbox"/> 国や県の感染拡大防止ガイドラインに則って実施した。 <input type="checkbox"/> 事業の様子がわかる写真を添付した。 <input type="checkbox"/> 領収書及びレシートは原本を添付した。		

2 経費の内訳（実績）

用途	品名	単価	数量	事業費
衛生	アルコール消毒液	円		円
	アルコール消毒液ディスペンサー	円		円
	消毒液設置用スタンド	円		円
	非接触型体温計	円		円
	除菌シート・キッチンペーパー	円		円
	アクリルパネル	円		円
	フェイスシールド	円		円
換気補助	空気清浄機	円		円
	CO2 測定器	円		円
	送風機	円		円
距離確保	テント	円		円
	テーブル	円		円
	イス	円		円
	Wi-Fi ルーター	円		円
	拡声器	円		円
	ブルーシート	円		円
	カラーコーン	円		円
	カラーコーンバー	円		円
合計事業費				円
申請額 (合計事業費 1 / 2 の千円未満を切り捨て、上限 50,000 円)				円

3 添付書類

- (1) 事業の実施が確認できる写真
- (2) 支払を証する書類（領収書・レシート等）

※ 上記のほか、広報文書や実施事業が掲載された会報等があれば御提出ください。

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長

長岡市市民活動をささえる補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、長岡市市民活動をささえる補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

長岡市長 様

団体の所在地
(又は代表者の住所)

団 体 名

代表者氏名 (職名) (氏名)

印

長岡市市民活動をささえる補助金請求書

標記補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種別		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※振込先通帳等の口座名義人記載部分の写しを添付すること。

口座名義人が補助金の請求者と異なる場合は、必ず下記の委任状に御記入ください

委任状

私は、長岡市から支払われる長岡市市民活動をささえる補助金の受領に関する一切の権限を次のとおり委任します。

委任者（請求者）

団体の所在地
(又は代表者の住所)

団体名

代表者氏名

印

受任者（口座名義人）

住所

氏名